# 判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

## 審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	9		担当課	産業政策課	
法令名	計量法	根拠条項	法第12 1条	許認可等の 内容	指定計量証明検査機関の指定		

## 指定

## (指定計量証明検査機関)

## 法第117条

都道府県知事は、その指定する者(以下「指定計量証明倹査機関」という。)に、計量証明検査を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項の現定により指定計量証明検査機関にその計量証明検査の業務(以下この節において「検査業務」という。)の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査 業務の全部又は一部を行わないものとする。

## (指定)

### 法第121条

第117条第1項の指定は、検査業務を行おうとする者の申請により行う。

2 第27条から第39条まで及び第106条第第2項の現定は、指定計量証明検査機開及び計量証明検査に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあり、及び第106条第2項中「経済産業大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第27条、第28条及び第38条第5号中「第20柔第1項」とあるのは「第117条第1項」と読み替えるものとする。

## 欠格条項

#### 法第27条

つぎの各号の一に該当する者は,指定定期検査機関の指定を受けることができない。

- 一 この法律またはこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 第38条(指定の取消し等)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員のうちに、つぎのいずれかに該当する者がある者
- イ 第1号に該当する者
- 口 第35条(解任命令)の規定による命令により解任され、解任の日から2年を経過しない者

## 指定の基準

#### 法第28条

都道府県知事または特定市町村の長は, 指定定期検査機関の指定の申請がつぎの各号に該当していると認めるときでなければ, その指定をしてはならない。

- ー 経済産業省令で定める器具、機械または装置(各種指定機関の指定等に関する省令(以下、この節では単に「省令」という)第2条第1項に基づく別表第1)を用いて定期検査を行うものであること
- 二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数(省令第2条第2項に基づく別表第1)以上であること
- 三 法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- 四 検査業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって定期検査が不公平になるおそれがないものであること
- 五 検査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経済的基盤を有するものであること
- 六 その指定をすることによって申請に係る定期検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと

# 判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

## 審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	9		担当課	産業政策課	
法令名	計量法	根拠条項	法第121条	許認可等の 内容	指定計量証明検査機関の指定		

## 指定定期検査機関、指定検定機関及び指定計量証明検査機関の指定等に関する省令

(平成5年10月28日経済産業省令第72号)

## (指定の基準)

## 第17条

第121条第2項において準用する法第28条第1号の経済産業省令で定める器具、機械又は装置は、別表第1の特定計量器の欄に掲げる特定計量器ごとに同表の検査設備の個に掲げるものであって、第1条第四号ロの特定計量器の計量証明検査を適確に遂行するに足りるものとする。

2 法第121条第2項において準用する法第28条第2号の経済産業省令で定める柔件に適合する知識経験を有する者及び同号の経済産業省令で 定める数は、別表第1の特定計量器の欄に掲げる特定計量器ごとにそれぞれ同表の定期検査又は計量証明検査を実施する者の欄に掲げるとおりとす る。

## (準用)

## 第18条

第1条及び第3条から第8条までの現定は、指定計量証明検査機関及び計量証明検査に準用する。この場合において、これらの規定中「委任都道府県知事又は委任特定市町村の長」とあるのは「委任都道府県知事」と、第1条中「都道府県知事(その場所が特定市町村の区域にある場所にあっては、特定市町村の長ごとあるのは「委任都道府県知事」と、第2条第1項中「特定計量器(質量計及び皮革面積計に限る。次項において同じ。)とあるのは「特定計量器」と、「定期検査」とあるのは「計量証明検査」と、第3条第1項中「都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)又は当該指定に係る特定市町村の長(以下「委任特定市町村の長」という。)とあるのは「委任都道府県知事」と読み替えるものとする。